

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 各主体の権利と責務

第1節 市民等（第6条－第10条）

第2章 市議会（第11条・第12条）

第3章 市長等（第13条－第15条）

第3章 まちづくりにおける基本的事項

第1節 情報共有（第16条・第17条）

第2節 参画（第18条－第21条）

第3節 住民投票（第22条－第23条）

第4節 協働（第24条－第27条）

第4章 市政運営（第28条－第36条）

第5章 他の自治体等との連携・協力（第37条）

第6章 雑則（第38条・第39条）

附則

私たちのまち都留市は、麗峰富士に生まれた清らかな水と豊かな自然に恵まれた美しいまちです。

また、古くは城下町として栄え、郡内地方の政治、文化、経済の中心的な役割を担ってきました。

このような、恵まれた環境と多彩な歴史や文化によって、都留市の教育風土が着実に生まれ、市立の都留文科大学を中心とした「学園のまち」として発展してきました。

地方を取り巻く状況が著しく変化している今こそ、地方自治を見つめ直し、市議会、行政と情報を共有し、市政に参画し、ともに力を合わせて明日の都留市を創造する仕組みをつくる必要があります。

私たちは、市民自らが考え、行動し、決定することを基本とし、都留市民憲章の精神のもと、すべての市民が一体感を持ち、子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となって、協働のまちづくりを推進し、市民自治を実現するため、まちづくりの最高規範として、都留市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにし、市民、事業者、議会及び市（以下「各主体」という。）の役割、責務等を明確にするとともに、各主体間における情報共有、参画及び協働に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民自治 まちづくりの主体者である各主体が、それぞれの役割に応じて、互いに連携し公共的な事柄を自主的に決定し、地域社会を築いていくことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいいます。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (4) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、責任をもって主体的に参加し、意思形成に関与することをいいます。
- (6) 協働 各主体が互いの自主性を尊重しつつ、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に補完し、協力することをいいます。
- (7) まちづくり 目指すべき地域社会のあり方を達成しようとする取組をいいます。

(条例の位置付け)

第3条 各主体は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 総合計画その他のまちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。

(基本理念)

第4条 本市は、市民一人ひとりの尊厳と自由を尊重し、市民自らの意思と責任のもと、公正、公平かつ平等な市民自治を確立するものとします。

2 本市は、国及び他の自治体との適切な役割分担のもと、自主的かつ自律的な市政運営による各主体の協働を基本とした自治を確立するものとします。

(基本原則)

第5条 基本理念を実現するため、本市の自治は、次に掲げる基本原則に即して行われなければなりません。

- (1) 情報共有の原則 各主体は、市政に関する情報を互いに共有することにより、市民主体のまちづくりを推進するものとします。
- (2) 参画の原則 各主体は、その役割、責務等に基づいてまちづくりに参加・参画するものとします。
- (3) 男女共同参画の原則 各主体は、男女が性別にかかわらず、対等な立場で参加し、参画するまちづくりを推進するものとします。
- (4) 協働の原則 各主体は、協働によるまちづくりを基本とし、その共通認識のもと自立した地域社会の推進を図るものとします。

第2章 各主体の権利と責務

第1節 市民等

(市民の権利)

第6条 市民は、本市の豊かな自然、良好な生活環境のもと、安全で安心な生活を営む権利を有します。

2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。

3 市民は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に参画する権利を有します。

4 市民は、市が行う行政サービスを平等に享受できる権利を有します。

(市民の責務)

第7条 市民は、前条第2項及び第3項に規定する権利を有していることを認識し、主体的かつ積極的に市政運営に参加し、及び参画するものとします。

2 市民は、市政運営に参画するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つとともに、他の市民の意思及び意見を尊重するよう努めるものとします。

3 市民は、前条第4項に規定する権利を履行するに当たっては、それに伴う応分の負担を受け持つものとします。

(子どもの権利)

第8条 子ども(年齢満20歳未満の市民をいう。以下この条及び第15条において同じ。)は、自らの個性と能力に応じ、適切な指導及び教育を受ける権利を有するとともに、健全に成長できる権利を有します。

2 子どもは、自由に自己を表現し、意見を表明する権利を有するとともに、成長に応じて市政に参加する権利を有します。

(事業者の権利と責務)

第9条 事業者は、第6条及び第7条に規定する権利、責務等を有するほか、地域社会を構成する一員としての、社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した事業活動の推進、公益的な活動への積極的な参加等を行い、健全な地域社会づくりに寄与するものとします。

(都留文科大学の役割)

第10条 都留文科大学は、市と連携及び協働するものとします。

2 都留文科大学は、その知的財産を地域に還元及び市民と学生の交流を積極的に進め、地域の発展及び活性化に努めるものとします。

第2節 市議会

(議会の権限及び責務)

第11条 議会は、条例の制定又は改廃、予算及び決算の認定等を議決するほか、市政に関する事項で別に法令又は条例で定められた事項について議決する権限を有します。

2 議会は、市の意思決定機関として、市民の意思の把握に努め、それを市政に反映させるとともに、適正に市政運営が行われているかを監視し、及びけん制するものとします。

3 議会は、会議の公開を原則とし、審議の経過やその内容等を適切な方法を用い市民に説明することにより、開かれた議会運営に努めるものとします。

(議員の責務)

第12条 議員は、市民の代表者としての責任を自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の確立を図り、議員活動の内容を積極的に公開するよう努めるものとします。

2 議員は、審議能力及び政策提案能力の向上に資するため、自己研さんに努めるものとします。

第3節 市長等

(市長の権限及び責務)

第13条 市長は、市を代表するとともに、市の事務を管理し、及び執行する権限を有します。

2 市長は、政治倫理の確立に努め、この条例に基づいた市政運営を誠実にを行うとともに、自

立した地域社会を実現するために必要な施策を総合的かつ計画的に講じるものとします。

- 3 市長は、市政運営に当たっては、常に経営感覚を持ち、費用の節減及び収入の確保に努めるとともに、事業運営及び財政の健全化を図るものとします。
- 4 市長は、リーダーシップを発揮し、職員を適切に指揮監督するとともに、効率的かつ効果的な組織運営を行うものとします。
- 5 市長は、組織運営に当たっては、市政の課題に的確に対応できる職員の育成に努めるとともに、職員の能力及び適性に応じた配置に努めるものとします。
- 6 市長は、本市の魅力や情報をあらゆる機会を通じて主体的かつ積極的に発信するよう努めるものとします。

(職員の責務)

- 第 14 条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、職務に係る倫理を保持するとともに、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとします。
- 2 職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為（第 34 条において「是正対象行為」という。）により、公共の利益に反するおそれがある場合は、その事実を通報するものとします。
 - 3 職員は、効率的な職務の遂行に必要な知識、技術等の能力の向上に資するため、自己研さんに努めるものとします。

(各主体の責務)

- 第 15 条 各主体は、第 8 条に規定する子どもの権利の適正な履行に対して責任を有することを認識するとともに、それぞれの役割に応じてその環境づくり及び適切な支援に努めるものとします。
- 2 各主体は、本市の固有の地域資源（有形、無形に限らず、自然環境、歴史文化遺産その他の地域の個性を形成する要素をいう。）を保全するとともに、次の世代に引き継ぐよう努めるものとします。

第 3 章 まちづくりにおける基本的事項

第 1 節 情報共有

(情報の公開及び提供)

- 第 16 条 市は、市民の知る権利を保障し、公正かつ誠実に別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を公開するものとします。
- 2 市は、広報紙、ホームページその他の媒体を活用し、市政に関する情報を市民に積極的に提供するものとします。

(個人情報保護)

- 第 17 条 市は、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにするとともに、個人の権利及び利益が不当に侵害されないことがないよう、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じるものとします。

第 2 節 参画

(説明責任)

- 第 18 条 市は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について市民に適切な方法により説明するものとします。

(意見聴取制度)

第19条 市は、次の各号に掲げる事項のうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。

- (1) 計画の策定、変更又は廃止
- (2) 条例の制定、改正又は廃止
- (3) 施策の実施、変更又は廃止

2 市は、前項の規定により意見を求めるときは、次の各号に掲げるもののうち適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければなりません。

- (1) 審議会、懇談会等への委員としての参画
- (2) 公聴会等への参画
- (3) 一定の課題について集団で検討作業をおこなうこと（ワークショップ等）への参画
- (4) 意思決定過程での素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度（パブリックコメント等）への意見表明
- (5) アンケート調査等への意見表明

(附属機関等)

第20条 市は、審議会、審査会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）を組織し、又は運営するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募による市民を構成員に含めるとともに、その構成員は、男女の均衡を図るよう努めるものとします。

2 附属機関等の会議は、公開を原則とします。

(男女共同参画)

第21条 市は、前条第1項に定めるもののほか、別に条例で定めるところにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な措置を講じるものとします。

第3節 住民投票

(住民投票)

第22条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意見を確認するため、別に定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求及び発議)

第23条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

第4節 協働

(協働の推進)

第 24 条 市は、公共的な課題の解決のため、市民、事業者その他の地域社会を構成する主体と協働の意義及び目的を共有するとともに、協働を共に推進していくための総合的な施策を整備するよう努めるものとします。

(地域協働のまちづくり推進会)

第 25 条 市民は、次条に規定する地域コミュニティを地区単位で実現するための組織として、地域協働のまちづくり推進会を設立するものとします。

2 地域協働のまちづくり推進会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、自治会その他の組織と連携しながら協力してまちづくりを行います。

(地域コミュニティ)

第 26 条 市民は、住みよい地域社会をつくり、維持していくため、地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により構成された基礎的な集まり（以下「地域コミュニティ」という。）を基本とし、様々な地域における課題の解決に向けて主体的に行動するものとします。

2 市は、地域コミュニティの自主性及び自律性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講じるものとします。

(市民公益活動)

第 27 条 市は、社会一般の利益に資する自発的、自主的及び継続的に行う非営利活動（以下「市民公益活動」という。）を尊重するとともに、その活動を促進するため、別に条例で定めるところにより、適切な措置を講じるものとします。

2 市民公益活動を行う法人その他の団体は、協働によるまちづくりの重要な担い手としての認識のもと、その活動が広く市民から理解されるよう努めるものとします。

3 市民及び事業者は、市民公益活動の意義を理解し、市民主体の自治の実現のため、必要な協力又は支援に努めるものとします。

第 4 章 市政運営

(総合計画等)

第 28 条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとします。

2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参画を得るものとします。

3 市は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければなりません。

4 前 2 項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用するものとします。

(市の組織)

第 29 条 市は、社会経済情勢の変化及び多様化する行政課題に的確に対応するため、効果的で効率的な組織に編成するものとします。

(行政評価)

第 30 条 市は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、外部評価を含む行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。

(財政運営)

第 31 条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

(応答責任)

第 32 条 市は、市政に関する意見、要望等に対して迅速かつ誠実に応答しなければなりません。

(行政手続)

第 33 条 市は、市民の権利及び利益の保護に努めるとともに、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、市が行う処分、指導、届出等の手続に関し必要な事項を明らかにするものとします。

(公益通報)

第 34 条 市は、公益通報（是正対象行為について職員等から行われる通報をいう。）を受ける体制を整備するとともに、当該通報者が通報により不利益な取扱いを受けることのないよう適切な措置を講じるものとします。

(政策法務)

第 35 条 市は、市の政策を推進するため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令等との整合性を図りながら、条例、規則等の制定、改廃等必要な措置を講じるものとします。

(危機管理)

第 36 条 市は、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関との協力、連携及び相互支援関係を構築し、災害等の緊急時における柔軟かつ機動的な危機管理体制を確立するよう努めるものとします。

第 5 章 他の自治体等との連携・協力

(他の自治体等との関係)

第 37 条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとします。

2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、山梨県、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとします。

3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を都留のまちづくりに生かすものとします。

第 6 章 雑則

(条例の見直し)

第 38 条 市は、5 年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じるものとします。

(委任)

第 39 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。